

昭和初期の地方都市における都市計画公園と土地区画整理事業

～戦前名古屋市における志賀公園の実施過程を通じて～

向口 武志

キーワード：都市計画史・戦前・旧都市計画法・昭和初期・土地区画整理事業・名古屋・志賀公園

1. 序

1.1 石川栄耀と北村徳太郎のみた志賀公園

図-1は本稿の取り扱う志賀公園、その開園時の様子を描いた鳥瞰図である。昭和6年(1931)に発行された『都市公論』14巻7号に掲載された論文「区劃整理誘導講和の順序」の挿絵であり、著者は後に日本都市計画の立役者となった石川栄耀である。本文には挿絵への直接的な言及はないので断定はできないが、挿絵の余白には書き込まれた「これは区劃整理でこしらへた公園なり ドンナ モンダイであります」というコメントは石川の手によるものであろう。伝え聞く石川らしい言葉である。

志賀公園は名古屋市北区に現存する地区公園である。一般的な公園であり、とても石川が自慢したような特殊な公園とは思えない。名古屋の公園を含めた都市計画に詳しい『名古屋都市計画史』の記述を見ても、志賀公園は単に戦前の公園事例として扱われるに過ぎない。石川が誇らしく書き込んだ思いはすっかり忘れ去られている。

戦前、戦後の近代日本都市計画、とりわけ公園緑地計画に多大な影響を及ぼした北村徳太郎は昭和8年(1933)の論文「新しい土地区画整理と其空地及修景問題」¹⁾の冒頭において、土地区画整理によって生み出された公園例として、関東大震災後の帝都復興区画整理事業における小公園と共に次の地方事例を紹介する。北村のいう「西志賀近隣公園」が本稿で扱う志賀公園である。

名古屋市の西志賀土地区画整理組合で完成された一萬坪近くの西志賀近隣公園、大阪市では、土地区画整理組合で提供された数箇の公園候補地を、市公園課で当初慈善団体その他の各方面より寄付金を集めて公園として築造した。又中都市では長野組合でも好箇の凡例を与えられた。此れ等組合は先駆者として、永遠に感謝されることだろう。

加えて、後年に北村は志賀公園を「都市計画公園実施の第一の種が蒔かれたもの」²⁾と称えている。この「名古屋都市計画公園」は戦前名古屋の総合公園計画、具体的には総面積1,691,900坪、既存公園2ヶ所の拡張地を含む24ヶ所の公園指定地からなる、当時の日本都市計画として



図-1 「名古屋市志賀公園鳥瞰図」

昭和6年(1931), 『都市公論』14巻7号, p. 26

は希有壮大な都市計画マスタープランであり、志賀公園はその最初の具体的な成果であったのである。

少なくとも昭和6年(1931)から昭和8年(1933)の間、志賀公園は近代日本都市計画にとってなんらかの重要な意義をもっていたことが解る。都市計画全体や土地区画整理とも関わりが深いようである。本稿はその意義を具体的に紐解くことを目的とする。単体の公園を扱うが、単なる昔の公園の事例紹介ではない。地方都市における戦前都市計画を考える論考の一つであると考えている。

1.2 研究の構成

本稿は志賀公園の判然としない実施過程を解明しつつ、同時期の地方の都市計画、並びに戦前名古屋の都市計画における志賀公園の位置づけを図る。論文は3章から構成される。第2章では同時期の総合公園計画、土地区画整理事業の状況をまとめ、日本都市計画における志賀公園の位置づけを行なう。第3章では志賀公園の成立過程とその空間的特質を分析する。第4章では事業費の負担方法と公園振興策の見地から、戦前名古屋都市計画に志賀公園が果たした役割に関して考察を加える。

対象とする時期的範囲は大正末期から戦時色が色濃くなる日中戦争の始まる時期である。旧都市計画法施行の後、内務省で公園計画の設置基準が模索され、明治以来の太政布達による公園の設置から近代的な公園づくりへと全国的に移行しつつあった時期でもある。後述することだが、この間の都市計画は財源不足から公園計画を事業化することが難しかった。そうした中で公園用地を確保する有効な手段として見做されていたのが、全国的に勃興しつつあった民間の土地区画整理である。よって、必然的に本稿の検証は都市計画公園と土地区画整理事業との相関から地方都市における都市計画を論じるものとなる。

1.3 既往の研究

名古屋のみならず、昭和初期、旧都市計画法下における

戦前の地方都市における公園実施の全容は十分に解明されているとはいえない。佐藤昌の『日本公園緑地発達史』でさえも、この期間の地方都市における公園実施に関する記述は限られたものである³⁾。既往の研究成果としては、先の丸山宏の研究や越沢明らによる札幌や小樽などに関する研究⁴⁾などがあげられようが、全国的な実態の解明にはより多くの地方都市における事例の検証が必要であり、本稿の考察は、昭和初期の地方都市における公園実施に関する具体的な例証となる。

志賀公園を扱った既往研究として、前述した佐藤の研究、地方都市の土地区画整理と公園の関係を論じた丸山宏の研究⁵⁾、『名古屋の公園100年のあゆみ』⁶⁾、また名古屋の都市計画を総括する『名古屋都市計画史』⁷⁾などがあげられるが、いずれも事例の紹介にとどまる。既往研究が少ない原因として、志賀公園が旧都市計画法下の黎明期の公園であったこと、また民間の土地区画整理組合によって実施されたことから公的な史料が残っていないことを指摘することができる。本稿では、当時の都市計画の雑誌である『都市創作』等に断片的に記された志賀公園に関する記述を採取、加えて筆者の調査によって見出した一次史料として名古屋市政資料館に保存された図面史料を活用する。

他方、志賀公園が実施された背景となる戦前名古屋の都市計画に関する既往研究は数多い。本稿と関連する成果として、土地区画整理事業に詳しい佐藤圭二・鶴田佳子の一連の研究⁸⁾や住宅地形成から論じた堀田典裕の研究⁹⁾、また公園緑地のマスタープランの意義を扱った筆者の研究¹⁰⁾があげられる。本稿はこうした戦前名古屋の都市計画に関する一連の史的研究の一つとも位置づけられる。

2. 戦前日本都市計画における昭和初期の都市計画公園

2.1 土地区画整理事業における公園保留地の確保

大正末期から昭和初期の土地区画整理による公園用地の保留については、佐藤昌が『日本公園緑地発達史』に当時の論文資料を下に、定量的な資料をまとめられている¹¹⁾。

佐藤によれば、都市計画の実現手段として、土地区画整理の手法が日本において採用されたのは大正 8 年(1919) 施行の旧都市計画法によるものであり、同法の第 12 条から 15 条の規定が関連法である。第 14 条の設計標準は法の施行から 14 年も遅れた昭和 8 年(1933) 7 月に通達され、土地区画整理の施行域の 3%を公園用地として保留することも定められた。内務省は、この通達に先立つ大正 13 年(1924)および昭和 2 年(1937)、各地方の都市計画地方委員会に 3%の公園用地の保留を指導した。実際に、統計資料からは大正 14 年(1924)以降、公園用地の保留が行なわれ始め、徐々に増えていったのである¹¹⁾。

表 - 1 は佐藤がまとめ直した昭和 11 年(1936)における都道府県毎に集計した土地区画整理の施行面積と公園保留地の統計資料¹¹⁾のうち、設計認可数 30 件以上の道府県の情報を筆者が抽出したものである。抽出された道府県の土地区画整理の施行面積は全国の整地地区面積の約 8 割を占める。表右の欄の百分率(公園保留地面積/施行面積×100)を見ると、大きい数値の順に、福岡 3.06%、大阪府 2.27%、愛知県 2.20%とあり、内務省が推奨する 3%以

上を保留する福岡県を筆頭に、地方都市で多くの公園用地が保留されていたことがわかる。志賀公園のある愛知県もまた土地区画整理事業による公園用地保留の先進地であったといえる。

注意しなければならないのは、公園保留地の全てが恒久的な公園となるわけではない点である。保留地は私有地である場合が多かったと推察される。公園用地が無償譲渡されて整備された最初の事例は大正 13 年(1924)に定められた帝都復興区画整理事業による小公園であり、特別都市計画法の下、東京市によって施行された。一方、表 - 1 の地方都市の事例の多くは民間の整理組合による施行であろう。保留地が恒久的な公園となるために、自治体に譲渡する等、土地・施設の官有化が不可欠となる。

2.2 昭和 5 年(1930)における地方都市の土地区画整理事業による公園

後述するように志賀公園の実施が決まったのは昭和 5 年(1930)である。昭和 5 年末までの日本全国における土地区画整理面積は 30,316,557 坪、うち公園保留地は 483,359

表 - 1 「土地区画整理統計(内務省都市計画調査課)二、道府県別表」の抜粋 (昭和 11 年 3 月末調べ)

道府県	都市計画区域	設計認可数	整理地区面積	公園保留地面積	同左百分率
東京	東京、八王子	86 件	10,673,283 坪	76,402 坪	1.56%
愛知	名古屋、豊橋、岡崎、 瀬戸、古知野	72 件	12,209,958 坪	268,761 坪	2.20%
京都	京都、綾部	33 件	3,597,544 坪	35,027 坪	0.97%
大阪	大阪、堺、豊中	72 件	11,892,444 坪	270,559 坪	2.27%
兵庫	神戸、姫路、西宮、 尼崎、明石	41 件	4,210,958 坪	73,512 坪	1.75%
福岡	福岡、大牟田、小倉、 戸畑、八幡	44 件	5,368,993 坪	164,341 坪	3.06%
その他の道府県	70 都市計画区域	177 件	12,541,250 坪	233,496 坪	2.08%
全国の合計	93 都市計画区域	525 件	60,494,430 坪	1,122,098 坪	1.85%

* 佐藤昌(1977):『日本公園緑地発達史 上巻』:都市計画研究所, p.303 から作成、小数点以下の面積は切り捨てた。

坪であるが、前節で指摘したように、公園保留地のどれだけが公園化され、官有地化されたのかは定かではない。

昭和5年(1930)の『都市公論』では「都市公園特集号」が生まれ、その「地方通信」¹²⁾には次の都市における土地区画整理事業による公園例が報告されている。

長野市 / 鶴賀区画整理組合

名古屋市 / 西志賀区画整理組合

中村公園の隣接する土地区画整理組合

大阪市 / 平野土地区画整理組合 (図-2)

天王寺土地区画整理組合 他

福岡県 / 第二南部 他

名古屋市における西志賀区画整理組合の事例が本稿の扱う志賀公園である。これらが冒頭の1章に引用した北村徳太郎の昭和8年(1933)の論文「新しい土地区画整理と其空地及修景問題」で紹介された事例に相当するのかは定かでないが、志賀公園が地方都市において勃興しつつあった

土地区画整理による公園における最初期の実施例といえそうである。

次いで公園規模をみる。昭和5年(1930)時点での志賀公園の規模は6000坪程度(図-4)、計画面積ではあるが大阪市の平野土地区画整理組合¹³⁾の約1万坪(図-2中央)、福岡県の約5万坪の事例と比べれば小規模である。しかしながら、帝都復興区画整理事業において実施された小公園の平均面積は850坪程度¹⁴⁾、土地区画整理による公園実施例として、志賀公園は同時期において特化した規模をもつ公園であったと見做して構わないだろう。

北村のいう「西志賀近隣公園」という呼称は「公園計画標準」に準拠した分類であったと考えられる。昭和8年(1933)、内務省は以後の都市計画において公園計画の指針となる「公園計画標準」をまとめている¹⁵⁾。同基準に照らし合わせれば、志賀公園の規模は「近隣公園」に相当する。「近隣公園」の誘致距離は0.6~1.5km、これは志賀公園を整備した西志賀土地区画整理組合の施行域を大きく超える(図-3)。都市計画的な観点みて、志賀公園は一組合の利益にとどまるものではなく、隣接した周辺地域の核となるべき公園事業であったのである。

3. 実施過程

3.1 『名古屋都市計画公園』の公園指定地12号

志賀公園は大正15年(1926)1月に告示された戦前名古屋の総合公園計画である『名古屋都市計画公園』の都市計画公園の指定地24ヶ所の一つ、公園指定地12号(計画面積23,900坪)の一部が公園化されたものであり、公園指定地12号は土地区画整理組合設立に先行した。(図-5)

『名古屋都市計画公園』を立案したのは都市計画愛知地方委員会の公園技師 狩野力¹⁶⁾である。狩野によれば指定地の選定は、「充分踏査の末現在の土地の状況は元より地域制、道路網、運河網等の計画をも参酌」した上で、「都市風致のためにも保存すべき水辺地、樹林地の優秀なもの、神苑、史蹟・名勝中よりその保護修飾価値のあるもの」を

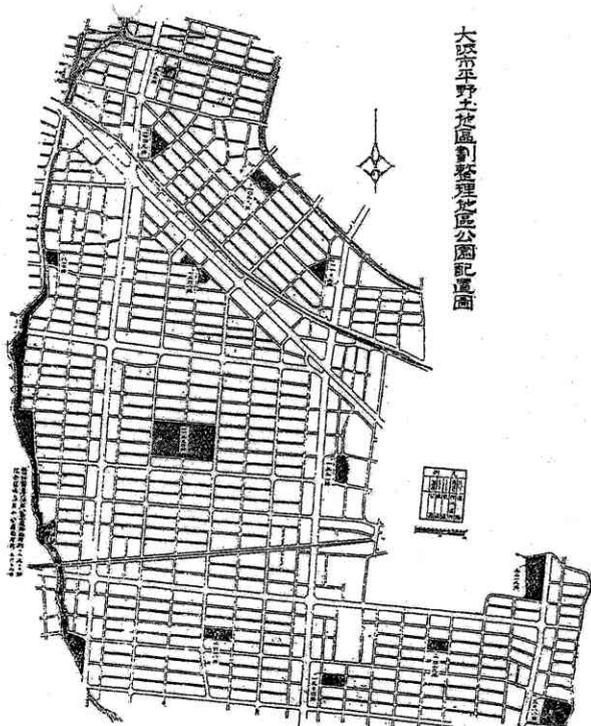


図-2 「大阪市平野土地区画整理地区公園配置図」

『都市公論』14巻8号, 昭和5年(1930), p. 278

選択し、さらに市街地にある「公園として開発するのが適当だと思われる、例えば旧来墓地の様なもの」を加え、「地域内の何れの部分の土地からも、約半里の距離を歩めば到達出来る」ものとした¹⁷⁾。さらに全ての指定地は「面積1万坪以上」の大規模な公園の設置を目的とし、それらは「将来公園系統上其ノ根幹ヲ為スモノ」と位置づけられていた¹⁸⁾。

公園指定地12号は史蹟である平手政秀の宅址の石碑を中心として選定されたものであり、狩野のいう「神苑、史蹟・名勝中よりその保護修飾価値のあるもの」に相当した。しかしながら、史蹟である石碑を除けば「この由緒地にして一基の記念碑の外一草一木もない田畑」に過ぎない場所であったといい¹⁹⁾、際立った地勢的な特徴はなかった。その様子は江戸末期から編纂された『尾張名所図絵会』に収録される図-6によって確認することができ、特徴のない田畑の只中に「平手政秀碑」と記された石碑の建つ様子が描かれている。石碑は江戸後期の享和年間(1801-1804)に建立されたものであり、近世に興隆したという史蹟保全

の一例であろう²⁰⁾。

3.2 実施の概略

『名古屋都市計画公園』は策定当初から財源不足により「圖上緑化」と揶揄され²¹⁾、その実現は困難を極めた。そうした状況下、他の指定地に先駆けて、土地区画整理組合によって整備され、名古屋市に土地・施設が無償譲渡された公園が志賀公園であった。志賀公園の設計・監理には狩野力が精力的に関わった²²⁾。狩野は「小さいといへども早く完成した公園を作って一般が之に興味を持ち、好んで利用し其の利益を感得」することが公園の振興策上必要なことであると記しており²³⁾、1つの公園の成功が『名古屋都市計画公園』全体の成否に関わると見做している。

西志賀土地区画整理組合が設立されたのは昭和2年(1927)9月、同組合は施行区域の10%に相当した23,900坪の公園指定地12号全てを意図的に区域に編入し、指定地の全ての公園化を図ったが、減歩率の高さから組合員の合意を得るに至らず、紆余曲折を経た昭和5年(1930)2月、

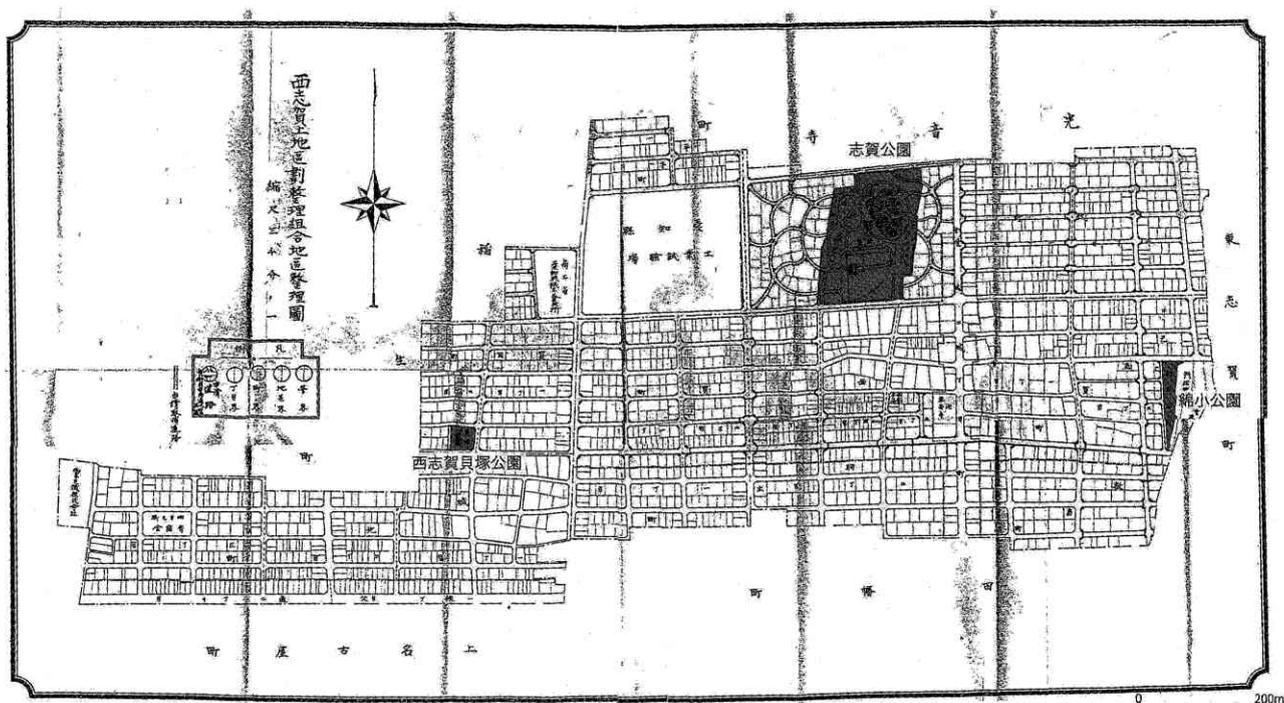


図-3 名古屋市政資料館所蔵「西志賀土地区画整理組合地区整理圖」, 原縮尺 1/3,000
年代不明(記載内容から昭和5年(1930)~昭和20年(1945)と推察される), 公園位置・名称を筆者加筆

史蹟を中心とした部平野土地区画整理組合余りの公園としての整備と名古屋市への寄付を決定した²⁴⁾。その後、整備が進むにつれて未完成ながらも来園者は増え、組合内

でも公園に対する理解が深まったことから、昭和6年(1931)には野球グラウンドを充実させることを目的に第2期工事として南側2,000坪余りの追加を決定した²⁵⁾。

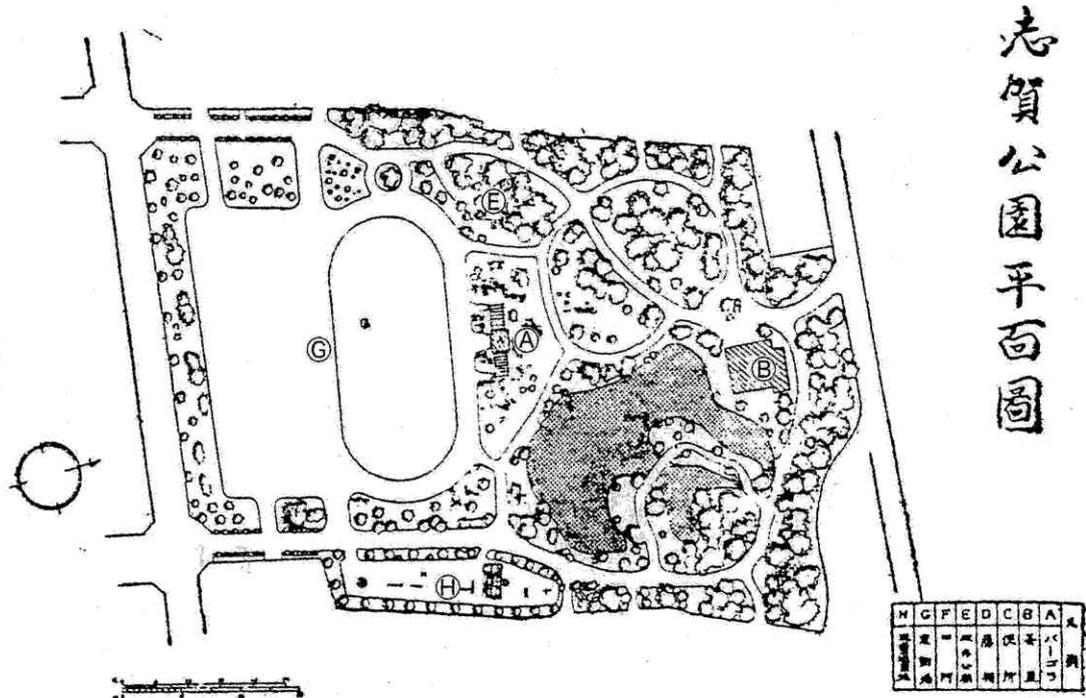


図-4 「志賀公園平面圖」昭和5年(1937)：『公園緑地』第1巻第5号, p. 72.

図中の○英字は判読可能部分を筆者加筆、本文とも対応。



図-5 『名古屋都市計画公園』の指定地配置 昭和元年(1926)
：筆者作図「名古屋都市計画街路網及運河網並公園配置圖」
『都市計画要鑑第六巻付圖』昭和2年(1927)を下に等高線を書き込み。



図-6 「見宮参りの図 綿八幡宮 平手政秀碑」
『尾張名所図繪會後編第三巻』天保13年(1842), p. 85

3.3 土地区画整理・公園指定地 12 号・志賀公園の相関

以上の経緯を当時の図面史料である『西志賀土地区画整理区組合地区劃整理圖』図-3を用いて確認しよう²⁶⁾。

図-7は図-3の志賀公園を含む公園指定地12号部分を拡大したものであり、図-8は同範囲の現況図である。公園指定地12号の計画面積23,900坪は図-6の範囲A+B+C+Dの全てに相当した。昭和5年(1930)以降に整備された第1期工事の6000坪余りは中央の範囲A、昭和7年(1932)に第2期工事として追加されたのは南の範囲Bである。西の範囲Cは昭和20年(1945)4月以降に名古屋市によって買収された箇所であり²⁷⁾、東の範囲Dは公園化もされることはなく、現在は宅地となっている。

その他、図から読み取ることができる特徴として、公園指定地12号は東西に長い土地区画整理区域の北端に位置し、志賀公園を含む公園指定地12号は四周を街路に囲繞されていること、公園指定地12号全体に曲線の区画道路が施され、区画道路と公園内の園路は連続したものであることがあげられる。公園化されていない指定地の範囲C、Dの宅地部分に書き込まれる分割線は換地後の宅地割りの線と考えられるものの、宅地としては不整形で不合理な区画である。

都市計画愛知法委員会の公園技師 石上甲子朗による

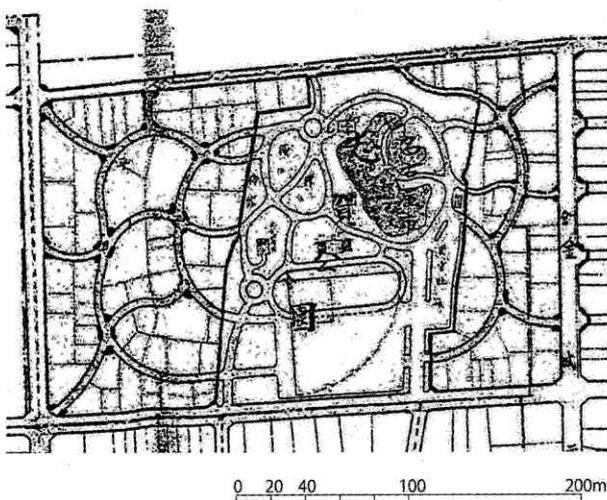


図-7 図-3の指定地12号部分の拡大図

「名古屋都市計画公園指定地内家屋調査(昭和11年(1936)2月調査)」²⁸⁾によれば、昭和11年(1936)時点に公園指定地12号、つまり範囲C、Dに建築されていた住宅はない。この時期の旧都市計画法は都市計画施設の指定地内において私権を制限する法的手段をもたない。石上によれば、「都市計画公園指定地に於ける、建築物の新築は、原則として許可されぬもとであると云う意向」を周知し、「建築書類の申請の申請があった場合には、(中略)成るべく撤回せしむる方針を取つた」といい²⁹⁾、宅地化の抑制はそうした働きかけの成果と考えられる³⁰⁾。この宅地化されていない様子は終戦直後の航空写真である図-9からも確認することができる。

3.4 施設・デザイン

志賀公園の設計は昭和5年(1930)5月に確定した³¹⁾。「風致と土量の都合上」まず600坪あまりの池が掘削され³²⁾、浚渫土によって既存の田畑を埋め立てた。こうして造成された園内には次の施設が配された³³⁾。

- 平手政秀公宅址の碑あり(在来のもの)㊦
- 約五百坪の池に貸しボートの設備あり
- 二百メートルトラック、軟式野球場㊧



図-8 志賀公園の現状と開発過程
名古屋市都市計画基本図に筆者加筆

児童遊園④(運動遊具 スマートリーゴラウンド
 ブランコ 滑臺 シーソー タワープレイ 回転ブランコ)
 藤棚(鉄製)一基、(木製)一基
 亭一棟、パーゴラー棟④、便所一棟
 休憩所(名称くぬぎ茶屋)一棟⑤
 土橋、木橋二渡

(○英字は筆者加筆、図-3に対応、名称は原文ママ)

公園指定地12号の全体に施された曲線の区画道路は園内の池端を中心としたものであり、池の南部には二百メートルトラック、軟式野球場が配置された。池とトラックの周辺には四千本の「櫟、榎、棕、櫻、梅の如き落葉樹類」と「紅葉、檜、松、樅等の常緑樹其他下草物」が植え込まれ³⁴⁾、既存の平手政秀宅址の石碑はトラック西の一角に保存されつつ、そうした樹林に囲われている。

狩野力は公園の設計を「幾何学的」と「自然的」に分類しており³⁵⁾、志賀公園ではその不規則な園路の形状から「自然的」な設計が採用されたといえる。この狩野のいう「自然的」な設計の公園とは「都市の児童のドライな頭に、田園風趣の一片を興へる所」であり、その植栽に関して次のように記している³⁶⁾。

植え込む樹木は早くから茂みを作つて呉れる葉の大きな強健な樹種がよく、冬は葉がからりと落ちて、日が

地面一杯を照らすと云うのが望ましい。又都市の児童達に四季の自然の變化を教える材料にも得る尤も往来か餘り見透かされて悪い處とか、又はホコリ除け、便所まわりの植え込みにはマサキ、ヤツデ、アオギ、サンゴジュ、シビ等の如き常緑樹の必要であるが、慨してこれ迄の公園は、貴族や金持ちの庭園其の儘を公開した様な風で、餘りお上品すぎて窮屈な様な気がする。これは一面常緑樹が多すぎるせいでないかと思われる。

志賀公園は、堀池に添えられた休憩所が「くぬぎ茶屋」と名づけられた様に、旧来の史蹟を生かした公園というよりも、池と櫟(くぬぎ)林を中心とした樹林地と特徴づけられる。近世名古屋の郊外は「早くから農耕地として開発された為め、樹林を伐採」された地域であり³⁷⁾、狩野は『名古屋都市計画公園』の策定に先立つ都市計画区域内の樹林分布調査を顧みて³⁸⁾、旧市街地に落葉樹林が多い半面、照葉樹林の残る東部の丘陵地を除く郊外には纏まった樹林がなかったことを指摘している³⁹⁾。志賀公園の実施は、そうした植生に乏しい郊外に新たな樹林地の創出を目論んでいたともいえ、落葉樹を中心とした植栽計画は、「都市の児童達に四季の自然の變化を教える」という狩野の理念を具現化したものといえよう。

また狩野力の在籍する初代の都市計画愛知地方委員会の幹事であった黒谷了太郎は「慰楽再生の機関として最も

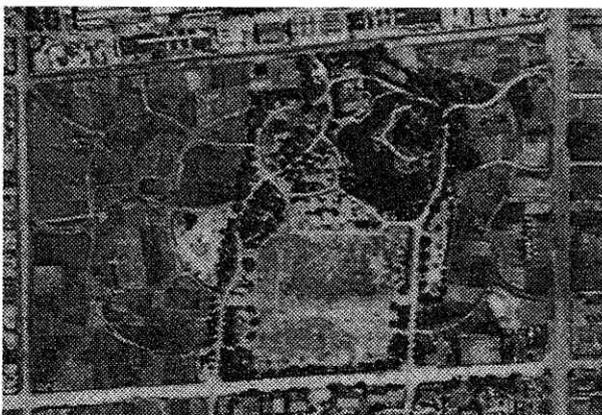


図-9 昭和21年(1946)の指定地12号周辺の航空写真
 名古屋航空写真刊行会編『鯨』昭和62年(1987)、p.90

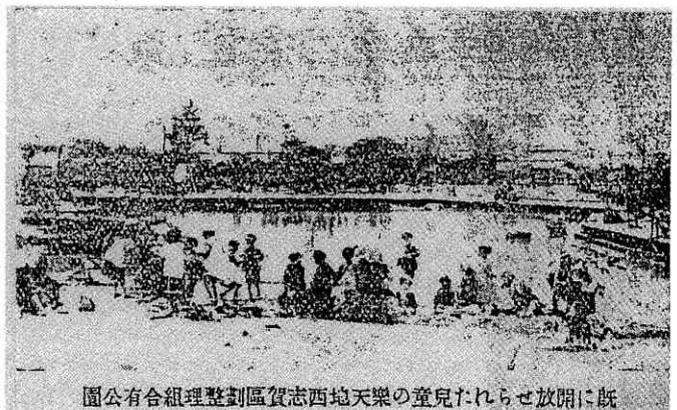


図-10 組合が所有していた当時の志賀公園の様子
 昭和6年(1931)『都市公論』第14巻第8号、p.170.

必要なものは運動場と公園である」とした上で、「一方が静的であるに對し一方は動的であつて、之を同所に置けば不調和を来す原因となる」とし、「公園」と「運動場」の分化を勧めている⁴⁰⁾。志賀公園の軟式野球場や組合が設置を申し入れて追加された公園施設であるが、当初の設計にあるトラックも樹林地となる曲線道路の部分と区分されている。黒谷の意向であつたと考えられる。

4. 戦前名古屋都市計画との関連

4.1 事業費の負担方法

大正8年(1919)に施行された旧都市計画法は受益者負担制度を創設することができたことで知られるが、佐藤昌によれば、この受益者負担制度は「都市計画事業を行なった結果、著しく利益を受ける者が出てくることは、行政の公平上の立場から望ましくないということであるという考えの下」に設けられた制度であり、「公園の受益については、風俗上芳しからずという声一般であつた」という⁴¹⁾。

志賀公園でも旧都市計画法に準ずる受益者負担は行われず、整備費の全ては換地後の路線価に応じて公平に負担された⁴²⁾。第1期工事の整備費は土地6,000坪の評価額53,411円74銭に工事費20,000円を加えた金額であつたが、その負担方法は公園の工事期間に変更されている。工事の開始時には、旧来の地権者で新設される志賀公園の付近の土地所有を希望する者は土地評価額の85%で換地するという取り決めであつたものが、第1期工事完了時には公園付近の土地の購入希望者が多くなり、公園付近の土地も評価額の100%の評価で換地することに改めた⁴²⁾。加えて組合は図-4に記される西志賀貝塚公園(1000坪)と綿小公園(500坪)という二つの小公園を新設することを決定して、結果的に、区域全てからの公平な誘致距離をもつ公園の配置が実現した⁴²⁾。こうした経緯は組合員の意識の転換、つまり公園が受益施設として認知されていく過程の顛れといえる。

志賀公園の第1期工事の完成後、狩野力は志賀公園と同

規模のミネアポリスの公園における受益者負担の計算表を例示しつつ、「若しも公園なるものが實際的に土地の価格の上に明瞭な影響を及ぼしその利益を計算することが出来得る様になつたならば公園築造は極めて楽々と進行出来る事と思う⁴²⁾と記している。志賀公園に次いで狩野が取り組んだのは公園指定地16号における東山公園であり、24.5万坪の規模におよぶ大公園の新設を果たした。東山公園は独特の受益者負担が行われていたことで知られ⁴³⁾、公園完成に先立って公園に隣接する土地区画整理組合が3万坪の宅地を施設整備費として名古屋市に寄付している。狩野力の後任として東山公園の実施を担った野間守人が志賀公園を「東山公園に實現に大に預かつて力があつた⁴⁴⁾と評している。先行した成功例である志賀公園があつたからこそ、東山公園の受益者負担が実現したと判じてもよからう。

また石川栄耀は遅々として進まない『名古屋都市計画公園』実施を打開する策として、「都市計画公園の三分の一を地主に返しへせ。三分の一は都市計画公園として寄付せしめよ。あとの三分の一は公園風住宅地として設計する。」という案をつくり、公園指定地5,7,16号に適応しようと運動していたという⁴⁵⁾。それを論拠に実行したのが16号の東山公園という。時期は定かではない。この石川の「三分の一案」が具体的にどう東山公園に適應されたのかは詳細に検証する必要があるものの、公園が受益施設であるという地主の認識があつて初めて成立する方策なのである。

4.2 公園振興策

志賀公園が開園した昭和6年(1931)の利用状況は、「遠足として来園せるもの十六校、生徒総数約九千人、幼稚園一、児童数一〇〇名、其他地元主催の活動写真映写會、納涼會に来園せるもの四千人に達す」と⁴⁶⁾広く市民の利用が図られていた。

昭和7年(1932)以降の毎夏には、さらに積極的な利用策として「公園祭⁴⁷⁾が催される。これは名古屋市長の協力

を得て、都市計画愛知地方委員会の石川栄耀と狩野力が主導したイベントであり、各公園を会場として「夜間ヲ主トス」夜祭が7日間にわたって行われた。会場となった公園は『名古屋都市計画公園』の指定地であり、初回の会場は志賀公園、土地区画整理組合や耕地整理組合で整備されつつあった3つの公園と明治期に整備された鶴舞公園、中村公園を合わせた6つの公園であった。例えば、同年8月27日の志賀公園では「花火大會、盆踊大會、ニワカ、萬歳、舞踏大會、生花大會」が行われ、狩野はその様子を「一番交通機関の悪いところであつたが設備が一番進んでゐるので人気を呼び当日園内はギッシリ一杯身動きもならぬ程」と報告している⁴⁸⁾。

「公園祭」は「地元団体の協力を世に紹介し、あはせて市民一般に公園の實際的効果、これら智識の普及を図る」ものであり⁴⁹⁾、同時に開催された「公園展」では「公園祭」会場の理想風景が「ジオラマ」として展示されていた⁵⁰⁾。「公園祭」は昭和11年(1936)までに全5回の開催を確認することができ、新たな指定地が会場に加えられた。特に前述の東山公園は未開園ながらも「公園祭」に参加して

おり⁵¹⁾、「公園祭」の啓蒙的な側面が伺える。

同時期、狩野は名古屋市保健局と共に名古屋を巡るハイキングコースを策定した⁵²⁾。ここでは『名古屋都市計画公園』の指定地で開園しつつあった庄内公園、萩山公園、中村公園、名称もない指定地6、14、15、23号がハイキングの経由地となっている⁵³⁾。

志賀公園の開園の頃、狩野は公園協会をつくったようであるものの、詳細は解らない⁵⁴⁾。他にも狩野は「名古屋市内における分貸園」、「ハイキング協会」、「ゴルフクラブ」、ラジオ放送への出演、新聞への寄稿などを精力的に行なっていたようである⁵⁵⁾。

これら一連の啓蒙活動が名古屋の市民に与えた影響の大きさは定かではないが、多くの人々が『名古屋都市計画公園』の指定地の様子を知り、関係する土地区画整理組合が住宅地における公園の意義を学ぶ契機となったであろう。その際、一時的ではあろうが「設備が一番進んでゐる」志賀公園が果たした役割は大きかったと想像することができる。

5. 結

本稿は戦前名古屋において1931年に開園した志賀公園の成立過程を解明しつつ、背景となる地方都市における都市計画を検証することを目的とした。言い換えるならば、石川栄耀や北村徳太郎の言説から知りえた、昭和6年から8年の頃の志賀公園のもつ意義を知り、それを近代都市計画の中でどう解釈すればいいのかを具体的に論じることが本稿の目的であった。

以下、各章の結論に添って志賀公園の特徴を述べよう。

[1] 民間の土地区画整理によって生み出された最初期の公園であったこと。公園保留地が確認できるのは大正13年(1924)年以降であるが、帝都復興の小公園を除き、公園保留地が整備され、自治体に譲渡され、恒久的な公園となった事例は少ないと考えられる。

[2] 一つの土地区画整理組合の利益を超えた都市計画的



図 - 11 公園祭の「公園スタンプ」

昭和11年(1936)7月20日付『名古屋新聞』

な施設であったこと。上位の公園計画に基づいた大規模な公園であり、当時の「近隣公園」の誘致距離は土地区画整地組合の施行域に留まるものではなかった。

[3] 四季に親しむべく落葉樹林をもつ公園が作り出されたこと。設計は狩野力が深く関わり、狩野のいう「自然的」な設計に見合ったものであり、自らが指定地 12 号の選定理由とした石碑の保存を核としたものではなかった。

[4] 指定地全ての公園化に備え、「自然式」の不規則な曲線の園路を公園部分と公園化されなかった指定地部分に計画したこと。

[5] 受益施設として地主に近代的な公園を認識にさせるようになったこと。特に、志賀公園の整備が進むに連れて加えられた離散的な小公園 2ヶ所は結果として、近隣住区的な公園配置を実現した。

[6] 受益施設として市民に近代的な公園を認識にさせるようになったこと。狩野らによる様々な公園振興策の核となり、その土地経営的な成功は戦前名古屋において公園の認識を改めた。戦前名古屋において行なわれた独自の受益者負担法として、広大な東山公園など様々な公園の実現に結びついた。

東山公園が竣工した昭和 12 年(1937)3 月、名古屋市は人口当りの公園保有量が五大都市で最も高い都市となった⁵⁶⁾。戦前名古屋は地方都市における近代的な公園づくりの模範例であったといえるのだが、それは狩野力たちの地道な啓蒙活動の成果であり、志賀公園の成功は新たな公園が住宅地の受益施設と位置づけられるようになる契機となった。戦前名古屋では、公園指定地の保全や土地の無償譲渡を確認することができるのだが、それについては稿を改めたい。

昭和 12 年(1937)以降、防空法という時節的な影響があり、公園緑地の価値は国策として変容し、重要視される。その評価には黎明期の都市計画、とりわけ地方都市における公園がどのようなものだったのかを様々な都市で事例を検証する必要があるだろう。今後の研究の発展が望まれる。

注釈

- 注1) 北村徳太郎(1933):「新しい土地区画整理と其空地及修景問題」:『都市公論』16 卷 6 号,pp.134-153
- 注2) 北村徳太郎「名古屋都市計画公園決定時と狩野科長の思い出」:『公園緑地』第 1 巻第 5 号,p.67
- 注3) 佐藤昌(1977):『日本公園緑地発達史 上巻』:都市計画研究所、本稿の扱う時期的範囲における地方都市公園については pp.178-191, p.302-307.
- 注4) 例えば、鈴木依理子ら(2002):「札幌市都市計画公園の事業化に関する研究(1942 年から 1945 年まで)」:日本建築学会計画系論文集 553 号,pp.247-252
- 注5) 丸山宏(1994):『近代日本公園史』思文閣出版,pp.210-213.
- 注6) 名古屋市(2010):『名古屋の公園 100 年のあゆみ』,p.65.
- 注7) 名古屋都市センター(1999):『名古屋都市計画史』,pp.165-167,p.224.
- 注8) 例えば、鶴田佳子、南谷考廣、佐藤圭二(1994):「名古屋市における戦前区画整理設計水準の発展過程に関する研究」:第 29 回日本都市計画学会学術系論文集, pp.211-216.
- 注9) 堀田典裕(1995):「道徳地区における住宅地形成とその空間的特質について-近代名古屋における郊外住宅地開発(Ⅲ)」:日本建築学会計画系論文集 478 号,pp.167-177
- 注10) 向口武志(1999):『名古屋都市計画公園』の計画理念」:日本建築学会計画系論文集 522 号、pp.207-214、向口武志(2000):「戦前名古屋における『名古屋都市計画公園』の実施について」:日本建築学会学術講演梗概集、pp.49-50.にその理念と実施過程の概要が論じられている。
- 注11) 前掲書 3), pp.294-311
- 注12) 「地方通信」(1931):『都市公論』14 卷 8

号,pp.161-191

注13) 現在の平野白鷺公園に相当する。

注14) 復興小公園の総面積は52ヶ所、44,261坪であった。前掲書3),p.190

注15) 「近隣公園」の規模は「2「ヘクタール」以上とし5「ヘクタール」を中庸とする」、つまり6000坪以上とし、15000坪程度を平均するものであった。前掲書3),p.287、大正13年(1924)の内務省公園計画標準試案の発表から10年後の「公園計画基準」にわたって、北村がその取りまとめに尽力した。旧都市計画法が改正される昭和43年(1968)に至る約40年間にわたり、日本全国の公園計画の指針となる。前掲書3),pp.280-291

注16) 狩野力(1892~1934),大正5年(1916)に東京帝国大学農科大学農学科卒業後、明治神宮造営局に入る。大正10年(1921)年都市計画愛知地方委員会公園技師として名古屋市に赴任。その後、昭和5年(1927)に新設された名古屋市公園課の課長として東山公園に着手した。豊橋の風致地区、岡崎、一宮の公園計画、八事耕地整理の設計を担う。阿伎生(1934):「狩野君を憶ふ」:『都市公論』第17巻第5号,p.90

注17) 狩野力(1931):「土地区画整理に依る公園計画の實施」:『都市公論』第14巻8号,p.166-172

注18) 『都市計画愛知地方委員会会議録 第14回』(1920),p.21

注19) 櫻井清約(1932):「區劃整理に於ける小公園施設」:『大名古屋の區劃整理』,p.45.

注20) 羽賀祥二(1998):『史蹟論』名古屋大学出版社に詳しい。

注21) 田治六郎(1942):「名古屋都市計畫緑地事業概況」:『公園緑地』第6巻第8号,p.12

注22) 狩野と愛知県の技手の櫻井清約によるとある。前掲書17) 19)

注23) 前掲書17)

注24) 近藤孝次郎(1935):「完成せる志賀公園」:『區劃整理』1巻2号,pp.15-20.による志賀公園の経緯を以下に記す。

昭和五年三月二十七日 公園施設費豫算を計上可決す

同 年四月 十九日 地鎮祭執行

工事概況

第一期工事(昭和五年六月より翌年六月まで)

池掘削及土留工事、盛土地均し排水工事、園路及築山築造、

池邊修飾、樹林植栽、芝生付、運動器具、鉄製藤棚設置、

橋二渡架設、便所、亭各一棟新築、二百米トラック完備

第二期工事(昭和七年七月)

パーゴラー棟(建坪三十坪)新設

第三期工事(昭和八年二月より四月まで)

グラウンド拡張部分埋立、樹林補植及移植、排水工事

第四期工事(昭和八年五月より翌年三月まで)

休憩所(建坪四十坪餘)新築及庭園築造

注25) 前掲書24)に同じ。

注26) 同図は年代不詳であるものの、工事中に追加された西志賀貝塚公園、綿小公園、野球グラウンドの描かれていることから昭和6年(1933)以降に作成されたものと推定することができる。

注27) 愛知県公文書館所蔵文書によれば「防空緑地公園事業」によるものである。戦時下の公園整備については稿を改めたい。

注28) 石上甲子郎(1936):「名古屋都市計畫公園指定の効果」『造園雑誌』第3巻第3号,pp.219-229.

注29) 前掲書28),p.223.

注30) 指定地全体に園路が計画されたことを鑑みれば、将来の公園化を見据え、組合が宅地化を見送っていた可能性もあろうが、定かではない。指定地の保全状況については稿を改めて分析したい。

- 注31) 前掲書 17)に同じ。
- 注32) 前掲書 19)に同じ。
- 注33) 近藤孝次郎(1937):「志賀公園造成古録」『公園緑地』1巻5号,pp.71-73.
- 注34) 前掲書 17)に同じ。
- 注35) 狩野力(1928):「児童公園設計の話」:『都市創作』第3巻第8号,pp.46-47. 一方、「幾何学的設計を唱へる人の側は、規則正しく植えることを目的に叶った植え方なりと云うている。即ち公園面積をば経済的に利用する事が出来るし、又児童達に對して其の頭に秩序と規律の念を植えつけるのに、よい機会を興へるからだと云っている」とある。
- 注36) 前掲書 35)に同じ。
- 注37) 前掲書 19)に同じ。
- 注38) 「名古屋都市計畫公園参考森林分布図」(1927)『都市計畫要覽 第六巻付図』,柏書房(1988)に再録に調査結果がある。
- 注39) 狩野力(1927):「郊外植樹ヨタ話」『都市創作』3巻9号,1927年,p.59.
- 注40) 黒谷了太郎(1927):『都市計畫と農村計畫』広台社,p.215.
- 注41) 前掲書 3),pp.307-311
- 注42) 前掲書 17)に同じ。
- 注43) 前掲書 3), p.310
- 注44) 「座談会名古屋の公園を語る」(1937):『公園緑地』第1巻第5号,p.37
- 注45) 前掲書 16)に同じ。
- 注46) 前掲書 17)に同じ。
- 注47) 狩野力(1932):「名古屋の公園祭り」:『都市公論』15巻11号,pp.121-123.
- 注48) 前掲書 46)に同じ。
- 注49) 老兵生(1952):「愛知縣都計三〇年の歩み」:『新都市』第5巻第10号,p.92.によれば、「展覧会」は松坂屋六階にて開かれ、1. 東京内務省衛生局 国立公園資料 2. 大阪公園關係其他参考圖 3. 京都新設運動場關係圖面 4. 名古屋各公園並ニ小公園圖、パノラマ、ジオラア、将来ノ計畫 5. 横濱児童遊園参考資料 6. 東京復興公園ノ各種等の資料が展示された。
- 注50) 『名古屋新聞』から確認した。例えば、第5回に参加した公園は『名古屋都市計畫公園』の指定地における公園として、鶴舞公園・中村公園・庄内公園・志賀公園・道徳公園・萩山公園・田光公園・東山公園と他2つの小公園が参加した。特に東山公園では開園する以前から花火大会が行われていた。
- 注51) 名古屋市(1929):『大正昭和名古屋市史第六巻』,p.285. 指定地 6,14,15,23号は遠足の目的地に用いられた。(『公園緑地』第1巻第5号(1937),p.103.)
- 注52) 名古屋市『大正昭和名古屋市史第六巻』(1949), p.124.
- 注53) 『公園緑地』第1巻第5号(1937)によれば、指定地は遠足の目的地としても活用されていた。
- 注54) 北村徳太郎(1937):「名古屋都市計畫公園決定當時と狩野課長の思い出」:『公園緑地』第1巻第5号,p.67
- 注55) 前掲書 16) 風致に富んだ公園指定地 18号ではゴルフクラブが運営されていた。同地では保勝会の活動を確認することが出来る。何れも狩野が絡んでいた可能性が非常に高い。
- 注56) 前掲書 3),p.182